

福井市監査告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年11月2日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

総務部

職員課（安全衛生室）、広報課及び総合政策課

未来づくり推進局

新幹線プロモーション課及び女性活躍促進課

消防局

消防総務課、予防課（防災センター）、救急救助課、管制

課、中消防署、南消防署、東消防署及び臨海消防署

選挙管理委員会事務局

(2) 監査範囲

令和3年度及び4年度（6月末分まで）までの財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年8月5日から同年10月19日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(指摘事項)

令和3年度に新幹線プロモーション課が実施した北陸新幹線福井開業2年前「福いいネ！」イベントについて、補助申請は国庫補助を取りまとめている別所属が行った。

しかし、取りまとめの所属からの指摘により、補助の一部が、国

庫補助の対象外となるおそれがあることが分かった。当該経費については、新幹線プロモーション課が当初から県補助として申請をしていれば補助対象となる経費であったが、事業着手後であるために県補助も受けることができなくなった。

今後は、予算要求時、執行時などに国庫補助を取りまとめる所属との連絡を密に行い、事前に補助要綱等への適合性を十分に検討されたい。

【総務部未来づくり推進局新幹線プロモーション課】